

第 248 回 総 会

南部町農業委員会会議録

令和8年1月13日

南部町農業委員会

248回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和8年1月13日(火) 午後2時8分

2. 閉会年月日 令和8年1月13日(火) 午後2時30分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(14人)	会長	4番 中村文男	
	会長職務代理	2番 川守田雄一	
	委員	1番 石塚正義	3番 三浦恵美子
		5番 工藤静夫	6番 夏堀健一
		8番 石橋薰	9番 佐々木一雄
		10番 赤石敏文	11番 夏坂元一朗
		12番 山田憲幸	13番 佐々木徳志
		14番 黒坂昭彦	16番 工藤信仁
5. 欠席委員(2人)		7番 川門前俊文	15番 梅内道子

6. 会議書記

事務局長	野月正治
主幹	佐藤弓孔
主査	宮野健人

7. 会議日程

日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第8号 賃貸借合意解約書の受理について
日程第5	報告第9号 農地の賃借料情報の提供について
日程第6	議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第30号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(再配分)
日程第8	議案第31号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)
日程第9	議案第32号 非農地証明交付申請の承認について

事務局長 中村会長	<p>出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。</p> <p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立　　・礼　　・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>11番　　夏坂　元一朗　委員の音頭で行います。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p>
中村会長 事務局長	<p>ご着席ください。</p> <p>ただいまから</p> <p>第248回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
中村会長 事務局長	<p>「あいさつ」</p> <p>本日、7番　川門前　俊文　委員・15番　梅内　道子　委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>出席委員は16名中14名で、委員定数に達しておりますので、第248回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長にお願いいたします。</p>
議　　長	<p>(午後2時8分)</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第1　会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p> <p>8番　　石橋　薰　委員</p> <p>9番　　佐々木　一雄　委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2　会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議　　長	<p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定します。</p> <p>次に、日程第3　諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第4　報告第8号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告します。</p> <p>報告の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p> <p>報告第8号について、説明いたします。</p>

	<p>農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、5件です。</p> <p>農地の所在地、地目、面積、貸付人氏名、住所及び借受人氏名、住所は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和2年4月1日から令和12年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和7年12月1日、土地の引渡しの時期は令和7年12月2日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号2番から番号4番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和7年12月2日、土地の引渡しの時期は令和7年12月3日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号5番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和3年7月1日から令和13年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和7年12月8日、土地の引渡しの時期は令和7年12月9日、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議長	<p>次に、日程第5 報告第9号「農地の賃借料情報の提供について」を報告します。</p> <p>報告の説明を求めます。</p>
佐藤主幹	<p>佐藤主幹</p> <p>報告第9号について説明いたします。</p> <p>令和7年1月から12月までに締結した、農地の賃貸借における賃借料水準の動向について、情報を提供するものです。</p> <p>田の部ですが、南部町全域の平均額は10a当たり5,000円で、最高額は7,000円、最低額は3,100円です。</p> <p>畠の部ですが、南部町全域の平均額は10a当たり4,700円で、最高額は10,000円、最低額は2,400円です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの報告第9号について、ご意見ありますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>発言がないようですので、以上で報告第9号「農地の賃借料情報の提供について」の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第6 議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p>
佐藤主幹	<p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p> <p>議案第29号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は1件で、所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>

議長	農地調査の結果について、説明を求めます。
赤石 調査員	<p>赤石 敏文 調査員</p> <p>10番 赤石から説明いたします。</p> <p>去る12月26日、大向推進委員と南部町役場2階相談室において、議案第29号と議案第32号について調査を行いましたので説明します。</p> <p>農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	議案第29号について、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>次に、日程第7 議案第30号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見についての再配分」を議題とします。</p> <p>ここでは、農業委員2番 川守田 雄一 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>— 川守田 雄一 委員 退席 —</p>
	(午後2時18分退席)
佐藤主幹	<p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p> <p>議案第30号について、説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めるもので、案件は1件です。</p> <p>既に農地中間管理機構が借り受けていた農用地を受け手へ再配分するためのものです。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は畑、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額7,400円です。</p> <p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項の各号に掲げる要件を満たしていると考えます。</p>
議長	議案第30号について、ご異議ありませんか。

議長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>
	<p>よって、議案第 30 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見についての再配分」は、原案のとおり許可相当として、町に意見を送付することに決定します。</p> <p>ここで、川守田 雄一 委員の入室を求めます。</p>
	<p>— 川守田 雄一委員 入席 —</p>
	<p>(午後 2 時 20 分着席)</p>
	<p>次に、日程第 8 議案第 31 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見についての一括契約」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p>
	<p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第 31 号について、説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、町が農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、意見を求めるもので、案件は、21 件です。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸借権を設定する者、貸借権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番から番号 5 番の利用目的は畠、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 6 番の利用目的は田、期間は 9 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 7 番から番号 11 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 12 番の利用目的は畠、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 13 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 7,323 円です。</p> <p>番号 14 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,962 円です。</p> <p>番号 15 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,964 円です。</p> <p>番号 16 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,966 円です。</p> <p>番号 17 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,990 円です。</p> <p>番号 18 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 6,543 円です。</p> <p>番号 19 番の利用目的は田、期間は 9 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,953 円です。</p> <p>番号 20 番の利用目的は田、期間は 9 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,997 円です。</p> <p>番号 21 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,991 円です。</p> <p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律、第 18 条第 5 項の各号に掲げる要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>議案第 31 号について、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 31 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見についての一括契約」は原案のとおり許可相当として、町に意見を送付することに決定します。</p>

	<p>次に、日程第 9 議案第 32 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第 32 号について、説明いたします。</p> <p>非農地証明交付申請の承認に係る案件は 2 件です。</p> <p>なお、別紙資料に案内図と公図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>赤石 敏文 調査員</p>
赤石 調査員	<p>議案第 32 号について、非農地等認定の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、申請人が平成 15 年頃から当該農地の管理ができなくなり、山林化したことから、現況に合わせた登記地目とするため、申請したものです。</p> <p>番号 2 番の申請理由は、申請人が平成 19 年頃から当該農地の管理ができなくなり、山林化したことから、現況に合わせた登記地目とするため、申請したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>非農地証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第 32 号について補足説明いたします。</p> <p>番号 1 番の申請地の位置ですが、南部・大向地区で南部町役場南部支所から南東に約 770m に位置し、周囲が山林に囲まれた小集団の農地となっています。</p> <p>番号 2 番の申請地の位置ですが、名川・森越地区で南部町役場剣吉支所から南東に約 1.2 km に位置し、周囲が山林に囲まれた小集団の農地となっています。</p> <p>番号 1 番と番号 2 番の現況は山林化しており、非農地等認定の基準となる「肥培管理を廃止し、おおむね 20 年以上を経過したもので、農地等として利用することが困難と認められる土地」と判断されることから、非農地の認定は問題ないと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 32 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 32 号 「非農地証明交付申請の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了しました。</p> <p>第 248 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p>
	(午後 2 時 30 分)

終礼を行います。

・起立　　・礼　　・直れ

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 1 月 13 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員